

令和8年度 通信制高校サポート校等 就学支援事業補助金申請のご案内

長野県では、経済的な理由でサポート校等を利用する選択肢を諦めることがないように一定の所得以下の世帯に対して、サポート校等の利用料を一部補助します。

1 補助対象者

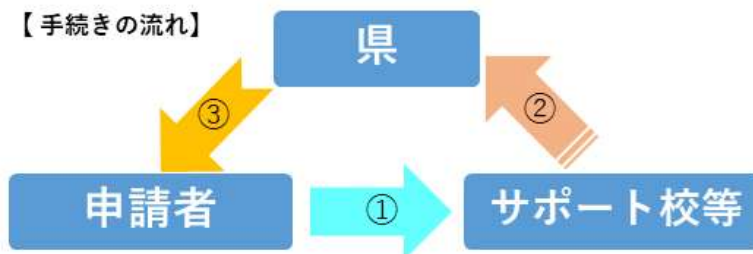
- 申請日現在、通信制課程を置く高校に在籍し、その学校と提携している「サポート校等」を利用している者又はその保護者等
- 申請者である利用者又はその保護者等（親権者）が長野県内に住所を有していること（住民票が長野県内にあること）
- 利用者又はその保護者等全員（夫婦であれば2人とも）の令和8年度の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合計額が、下記表のいずれかに該当する世帯。または、特別な事情により、家計が急変し、来年度の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の額が該当することが見込まれること
- 今年度、サポート校等の利用に必要な費用（指導関連費、施設費など）を支払済である。または、利用料の納付が学校から猶予されていること

2 補助金額

1人につき年1回（通算4回）それぞれ該当する世帯区分の上限額とします。

区分	道府県民税所得割額 市町村民税所得割額 の合算額	上限補助額	補助率
I	0円	100,000円	10分の10 以内
II	100円以上～105,500円未満	33,000円	
III	105,500円以上～185,500円未満	25,000円	

3 申請方法



- ① 申請者は、申請書（様式第1号）と利用料支払証明や所得証明書等の書類、口座情報（金融機関名、口座名義人(カナ)、支店名等）がわかる部分の写しを一緒に封筒に入れて封かんをしてサポート校等へ提出。補助金の受領を委任する場合は、口座振込依頼書兼委任状（様式第2号）をサポート校等へ提出
- ② サポート校等は、利用者証明書（様式第3号）に証明の上、①と併せて指定する期日までに県へ提出
- ③ 県が審査の上、受給資格があれば交付決定通知書を交付し本人指定の口座に振込

4 申請受付期間

	申請受付期間	交付日
第1回	令和8年6月29日（月）から 7月15日（水）まで	8月下旬頃
第2回	令和8年9月16日（水）から 9月30日（水）まで	11月下旬頃
第3回	令和8年12月16日（水）から 12月28日（月）まで	2月下旬頃
第4回	令和9年3月1日（月）から 3月15日（月）まで	4月下旬頃

- ※ 申請受付期限を超過した申請は、原則として受理しないものとします。
- ※ 上記は県への受付期間です。申請者からサポート校等への提出期限についてはサポート校等へご確認ください。

【 注意事項 】

(よくご確認ください)

- ☞ サポート校等が通信制高校（本校）と提携していない施設の利用者は対象となりません。ただし、サポート校等が本校の運営施設である場合は対象となります。
- ☞ サポート校等が徴収する費用のうち、利用に必要と認められる費用（補助対象経費）が対象で、本校に支払う授業料等は含まれません。あくまでもサポート校等の利用に係るものということがわかるものを添付してください。
- ☞ 生徒1人につき年1回（通算4回）、それぞれの上限額を交付します。上限額に満たない場合はその額が交付額になります。
- ☞ 個人情報保護のため、申請者は申請書（様式第1号）と所得証明書等の添付書類は必ず封筒に入れ封かんしてサポート校等に提出してください。
- ☞ 申請書に記入された内容や添付書類により受給資格の判断ができない場合など、追加で書類の提出を依頼することがあります。その場合、希望される交付予定時期に補助金を支払うことができない場合があります。
- ☞ 本校を退学した等の理由によりサポート校等の利用を中止した場合、交付された補助金を返還をしていただく場合があります。
- ☞ 補助金は、申請者が指定する本人名義の口座に入金します。ただし、利用料の納付を猶予されている場合は、学校の口座に振込となります。（様式第2号）
- ☞ 納付を猶予されている以外の理由で利用料の未納付がある申請者は対象となりません。

お問い合わせ及び申請書送付先（平日9時00分～16時30分）

〒380-8570 長野市大字南長野字幅下692-2

長野県 県民文化部 こども若者局 次世代サポート課 次世代支援係

電話：026-235-7208

Eメール：jisedai-shien@pref.nagano.lg.jp